

財 関 第 4 3 9 号
令和 5 年 5 月 12 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 諏訪園 健司

関税法基本通達の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第100号）の一部を下記のとおり改正し、令和 5 年 5 月13日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。